

食安輸発第0205002号
平成21年2月5日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成21年1月21日付け食安輸発第0121002号）にて通知したところですが、今般、検疫所のモニタリング検査において、中国産わけぎから基準値を超えるピリメタニルを検出したことから、中国産わけぎ及びその加工品（簡易な加工に限る。）に対する検査命令の検査項目にピリメタニルを追加することとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

<違反事例>

- 品名：加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：わけぎ
輸入者：株式会社 農産開発
輸出者：HANGZHOU RIXIN IMPORT & EXPORT CO., LTD.
届出数量及び重量：800 CT、8,000.00 kg
検査結果：ピリメタニル 0.04ppm（基準値：0.01ppm）
届出先：大阪検疫所
違反確定日：平成20年7月1日
措置状況：全量廃棄済み
- 品名：加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：わけぎ
輸入者：株式会社 農産開発
輸出者：YANGZHOU JINYING T & T CO., LTD.
届出数量及び重量：1,900 CT、19,000.00 kg
検査結果：ピリメタニル 0.05ppm（基準値：0.01ppm）
届出先：大阪検疫所
違反確定日：平成21年2月4日
措置状況：全量保管中